（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第六条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合及び信用協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。	３　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人	三　［同上］
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ　［略］	ロ　［同上］
別紙様式第１号（第19条関係）	**別紙様式第１号**（第19条関係）
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
年　月　日提出	年　月　日提出
業務に関する報告書	業務に関する報告書
第　期（年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（年　月　日から　年　月　日まで）
金融庁長官　殿	金融庁長官　殿
提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　　）　　－ 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名	提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　　）　　－ 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名
目　次	目　次
［１～13　略］	［１～13　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１・２　略］	［１・２　同左］
［１～12　略］	［１～12　同左］